

# 日本学生支援機構

## 給付奨学金

## 採用時説明資料

**1. 誓約書**

**2. 奨学生証**

**3. 給付奨学金のしおり**

**4. スカラネット・パーソナル**

**5. 給付奨学金「自宅外通学証明書類」**

- **奨学生としての心構え**
- **知ってほしいこと**
- **誓約書の作成方法**



- **支給中の手続きなど、学校の指示を守る**
- **奨学生としての自覚を持って、勉学に励む**

知ってほしいこと

## 2. 採用後の手続きについて

採用時説明（4月～7月頃）

在籍報告（毎年4月・7月・10月）

（採用初年度は、7月・10月）

適格認定（家計）（毎年10月）

適格認定（学業）（毎年学年末）

※給付奨学金継続願の提出（毎年12月～2月）

### 3. 連絡が必要なとき



奨学生のしおり

第一部 1、2、3 第二部 4、5、6

**以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。**

**※手続きを行う場合は、提出期限があります。**

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 転学部 (科)
<input type="checkbox"/> 停止 (奨学生による申出)	



誓約書とは、給付奨学生の採用にあたって、学業に精励することを約束するとともに、これからあなたが受ける給付奨学金の支給の条件等を確認するための書類です。

**「誓約書」に不備がないように記入しましょう。**

**「誓約書」は、必ず提出しましょう。**



# 誓約書の作成方法

# 誓約書の作成方法



給付奨学生のしおり  
第二部 2

**誓約書** 給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新しく開始された「給付奨学金（大学等における奨学金の返還に際する給付奨学金及び独立行政法人日本学生支援機構が単行法の規定に基づき実施する奨学金をいう。）」の申込みが認められたことにより、機構の奨学金に基づいて実施した申請を承認し、「給付奨学金のしおり」及び誓約書に同意し、本誓約書に署名することを誓約します。また、給付奨学生として採用された後、毎年、機構の審査があり、その審査により、成績不振や行方不明が認められた場合には、給付の審査からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならない場合があります。この誓約書「2. 交付された奨学金の返還に際する誓約」を認め、承諾します。また、機構の審査が結果的に認められていない場合、奨学金の返還が不要となる場合があります。この場合、返還された奨学金は返還されたものと見做され、返還の義務に限りません。また、本誓約書に同意した内容及び誓約書に署名した内容が、給付された奨学金として認められ、返還された奨学金相当物の返還又は一部返還の10.0分の140を一律で返還しなければならない場合があります。承諾します。

令和 2 年 4 月 1 日

	奨学生番号	〒 200 4999			
奨学生本人	在学校	日本学生支援大学	学籍番号	J12345	CD T
	住所	〒182-8431	東京都新宿区市谷	10-7	
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	090-0000-0000	印
	氏名	給付 太郎	フリガナ	キョウタロウ	
	署名				
給付の条件（予定）	給付の総額	28	4 月分	給付月額	75,800円（目外通学）
	給付の総額（予定）	28	3 月分	給付月額	75,800円（目外通学）
【添付書類】	奨学生本人の「住民票」(印)	③ ④ 個人番号の記載のないもの、コピー不可			
<p>給付奨学生本人が誓約時未成年（20歳未満）の場合は、親権者又は未成年後見人が本誓約書の記載内容及び機構の奨学金の返還に際する誓約を承認し、同意のうえ、以下の所定欄に署名し、捺印してください。親権者とは、民法に定められた親権者（未成年後見人を含む）を指します。</p>					
親権者(1) または 未成年後見人	住所	〒 226-1234	神奈川県横浜市 1-1-92		
	電話番号	045-999-9999	携帯電話番号	090-0000-9999	印
	氏名	給付 一郎	フリガナ	キョウイチロウ	
	署名				
	捺印				
親権者(2)	住所	〒 226-1234	神奈川県横浜市 1-92		
	電話番号	045-999-9999	携帯電話番号	090-9999-0000	印
	氏名	給付 花子	フリガナ	キョウハナコ	
	署名				
	捺印				

※1 申請書に「印」を捺印する場合は、二重線で囲み、併せて「印」として捺印し、捺印に正しい内容を記入してください。

※2 この記入した内容及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金返済業務（返済業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

 304900	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学校点検印</td> <td>学校番号</td> <td>304900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学部学科</td> <td>2006</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学籍No</td> <td>J12345</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">日本学生支援大学</td> </tr> </table>	学校点検印	学校番号	304900		区分	00		学部学科	2006		学籍No	J12345		日本学生支援大学		000001
学校点検印	学校番号	304900															
	区分	00															
	学部学科	2006															
	学籍No	J12345															
	日本学生支援大学																

①には、あなたの奨学生番号、住所、氏名、生年月日が印字されています。

②には、あなたの給付月額等の給付の条件が印字されています。

③には、あなたが申込時にマイナンバーを提出していない場合、添付書類として『奨学生本人の「住民票」』と印字されています。

④には、あなたが未成年の場合、親権者の情報が印字されています。

# 誓約書の作成方法

## ➤ 親権者について



給付奨学生のしおり 第二部 2

### 誓約書

誓約書の印字された日付

令和2年4月1日

奨学生番号 52004999999

在学校 日本学生支援大学  
学籍番号 J12345  
住所 〒182-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7

奨学生本人  
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000  
氏名 給付太郎 印

平成 13 年 11 月 11 日生  
給付の条件 (予定) 給付の時期 2020 年 4 月分 給付月額 75,800円 (自宅外通学)  
給付の総額 (予定) 2024 年 3 月分 支援区分 第1区分

【印付欄】 奨学生本人の「住民票」(市区町村発行。個人番号の記載のないもの、コピー不可)

※1 給付奨学生本人が未成年(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が本欄の住所内容及び続柄を電卓し、自身のうえ、以下の所定の欄にそれぞれ署名・捺印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が自らに署名・捺印してください。

親権者(1) または 未成年後見人  
住所 〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92  
電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-0000-9999  
氏名 給付太郎 印

続柄 父

親権者(2)  
住所 〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92  
電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-9999-0000  
氏名 給付花子 印

続柄 母

※1 ○印の欄に印字された内容を正確に入力してください。印字内容が正しいと確認できたら、印字した内容を正しく入力してください。  
※2 ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に關する情報は、奨学金の返済状況、奨学金の返還業務(返済業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に關する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

誓約書に印字された日付時点で未成年者の場合、親権者の署名・押印が必要です

○

親権者(1) または 未成年後見人  
住所 〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92  
電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-0000-9999  
氏名 給付太郎 印  
署名 給付太郎  
続柄 父

親権者(2)  
住所 〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92  
電話番号 045-999-9999 携帯電話番号 090-9999-0000  
氏名 給付花子 印  
署名 給付花子  
続柄 母

※親権者欄に印字がない場合についても、誓約書に印字された日付時点で未成年者の場合は、住所等を記入し署名・押印してください。

## 2. 誓約書に添付する書類



給付奨学生のしおり  
第二部 2-4

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

- 原則、添付が必要な書類はありません。
- 申込時にマイナンバーを提出していない場合のみ、あなた（奨学生本人）の住民票が必要です。

## 3. 記入時の注意点



給付奨学生のしおり  
第二部 2-2

### ➤ 署名について

- 黒又は青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。



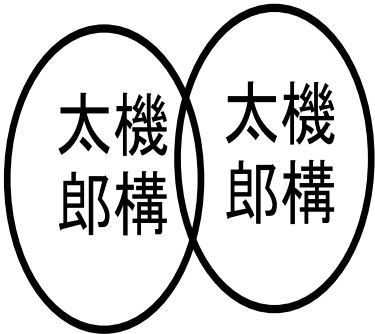



### ➤ 押印について

- 朱肉を使用する印鑑で押印すること（スタンプ印・ゴム印等は使用不可）。
- 各自、それぞれの印鑑を押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

### ➤ 印字内容の訂正について

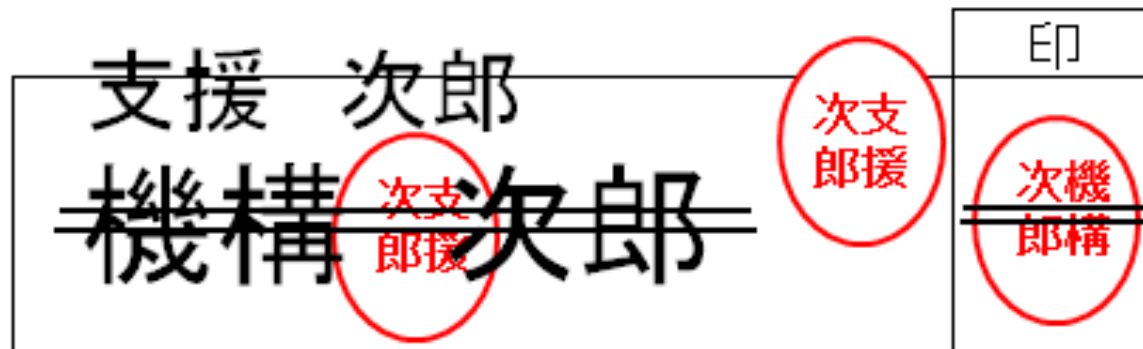
- 奨学金担当窓口にご相談してください。

## ➤ 正しい押印について

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

## ➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]



- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 印字内容の訂正が必要なときは、所定の用紙を取りに来てください。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は全て訂正してください。
- ※ 訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

## ●署名・記入漏れはないか

- 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
- 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
- あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
- あなたが申込時にマイナンバーを提出していない場合、住民票は添付していますか

## ●押印漏れ・印相違はないか

- あなた・親権者、必要な全員の押印はありますか（同一印不可）
- 朱肉で鮮明に押印していますか

## ●訂正方法は適切か

- 署名に訂正があった場合、二重線で消した署名の上から訂正印（各自の押印した印）が押され、直近の余白に正しい署名はありますか
- 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか



日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
- ※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**。
  - **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。

**奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。**

## 4. 提出書類



給付奨学生のしおり  
第二部 2-4

- 誓約書
- 給付奨学金「自宅外通学証明書類」提出書（自宅外通学の学生のみ）
- 住民票（誓約書の添付書類欄に住民票と印字がある場合のみ）

### 【郵送方法】

神戸市外国語大学 学生支援班に簡易書留等の配達授受の記録が残る配達手段で送付してください。